

●香川県告示第451号

平成22年香川県告示第145号（県税に係る徴収金の収納事務の委託）の一部を次のように改正し、令和4年1月1日から施行する。

令和3年11月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
委託した相手方	委託内容	委託期間	委託した相手方	委託内容	委託期間
略			略		
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	県税収納事務	令和元年10月1日から 令和7年9月30日まで	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	県税収納事務	令和元年10月1日から 令和7年9月30日まで
			<u>国分グローサーズチェーン株式会社</u> 東京都中央区日本橋1丁目1番1号	<u>直営店舗及び加盟店舗における県税の収納</u>	<u>令和元年10月1日から令和7年9月30日まで</u> <u>ただし、期間満了の1月前までに各協定当事者が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。</u>
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港町1丁目8番27号	加盟店舗における 県税の収納	<u>令和元年10月1日から令和7年9月30日まで</u> <u>ただし、期間満了の1月前までに各協定当事者が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。</u>	株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港町1丁目8番27号	加盟店舗における 県税の収納	<u>同上</u>
略			略		